

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 福祉総務課

不利益処分の内容		指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に対する勧告に係る措置命令
根拠法令等及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第4項
処分基準	根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第4項
	参考事項	栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1の17の3
	設定等年月日	平成25年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第49条第1項及び第2項に規定する勧告を受け、勧告に係る措置を採らなかった障がい福祉サービス事業者及び障がい者支援施設</p> <p>2 処分内容</p> <p>勧告を受けた障がい福祉サービス事業者及び障がい者支援施設が、正当な理由なくその勧告に係る措置を採らなかったとき、期限を定めて勧告に係る措置を採るべきことを命ずる。</p>	